



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	3
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（保護課）	3
大和高田市子ども未来応援基金条例（こども家庭課）	4
大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（保険医療課）	4
大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険医療課）	5
規則	5
大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（都市計画課）	5
生活困窮者自立支援等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（保護課）	6
大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則（こども家庭課）	14
大和高田市子ども未来応援基金条例施行規則（こども家庭課）	30
告示	31
大和高田市議会定例会の招集（財政課）	31
放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	31
公示送達（保険医療課）	32
住民票の削除（市民課）	32
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	33
大和高田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（こども家庭課）	33
大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の一部を改正する告示（健康増進課） ...	50
大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱の一部を改正する告示（健康増進課）	51
指定介護予防支援事業者の指定（介護保険課）	52
公告	52
市営住宅の入居者の公募（住宅課）	52
外来カミキリムシ防除対策業務に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	55
公売公告（収納対策課）	57
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	61
公売公告（収納対策課）	61
教育委員会	64
大和高田市教育委員会9月定例委員会の招集（教育委員会）	64
選挙管理委員会	65
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会） ...	65
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	65
監査委員	66

令和5年度出資団体の監査の実施結果（監査委員）	66
農業委員会	67
大和高田市農業委員会10月定例委員会の招集（農業委員会）	67
公営企業	68
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止（水道総務課）	68
都市計画の案の縦覧（下水道課）	68

公布された条例のあらまし

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（保護課）

1 理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第2条により生活保護法が改正され、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、同法附則第7条により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がなされたことを受けて、所要の改正を行うものです。

2 内容

別表第2の1市長の項の生活保護関係情報の定義を定めた規定について、生活保護関係情報の一つである「進学準備給付金の支給に関する情報」を「進学・就職準備給付金の支給に関する情報」と改めます。（別表第2関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市子ども未来応援基金条例（子ども家庭課）

1 理由

次世代を担う本市の子どもたちの心身の健やかな成長に寄与する事業の資金に充てることを目的として、大和高田市子ども未来応援基金を設置するに当たって、必要な事項を定める条例を制定するものです。

2 内容

第1条（設置）

第2条（積立て）

第3条（管理）

第4条（運用益金の処理）

第5条（繰替運用）

第6条（処分）

第7条（委任）

3 施行期日

令和6年10月1日

◇大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

児童扶養手当法施行令の一部改正により、児童扶養手当の支給制限に関する規定が改められたことに伴い、この条例において同令を引用する条文について所要の改正を行うものです。

2 内容

助成金を支給しないこととする養育者等の所得の上限を定める規定において、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表を引用していたものを同条第2項第1号を引用する規定に、同条第8項を引用していたものを、同条第7項を引用する規定に改めます。（第3条の2関係）

3 施行期日

令和6年11月1日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法が改正され、被保険者の資格の確認に関する規定が改められたことに伴い、被保険者証の返還の求めに応じない場合等に科する罰則規定について、所要の改正を行うものです。

2 内容

国民健康保険税を滞納している世帯主が被保険者証の返還の求めに応じない場合において過料を科す旨定めた規定を削ります。（第13条関係）

3 施行期日

令和6年12月2日

条 例

条例第27号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第28号

大和高田市こども未来応援基金条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市こども未来応援基金条例

（設置）

第1条 次世代を担う本市のこどもたちの心身の健やかな成長に寄与する事業の資金に充てるため、大和高田市こども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

（1） 市の積立金額

（2） 市民、事業者等が基金への積立てを指定した寄附金額及び市長が基金への積立てを適当と認めた寄附金額

（3） 第4条の規定により編入される金額

2 前項の金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業のうち市長が規則で定めるものに要する財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

条例第29号

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「第2条の4第2項の表の第2欄」を「第2条の4第2項第1号」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

第3条 新条例の規定により新たに医療費の助成の対象となる者であることを示す証明書（以下「証明書」という。）の交付申請その他の証明書の交付に関して必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、施行日において新条例第4条第1項の証明書の交付を受けたものとみなす。

条例第30号

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

規則第31号

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年規則第27号）の一部
を次のように改正する。

第1条のうち様式第1号、様式第1号の2、様式第2号及び様式第3号の改正規定を次のように改
める。

様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号中「殿」を「宛」に、「氏名」に「氏名」に改める。

様式第3号中「殿」を「宛」に、「氏名」に「氏名」に、「屋外広告物自己点
検報告書」を「屋外広告物安全点検記録」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第32号

生活困窮者自立支援等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のよう
に定める。

令和6年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
（大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則の一部改正）

第1条 大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則（令和6年規則第9号）の一部を次のように改正
する。

第2条第10号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第26号を第
27号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

（15） 法第55条の10の規定による子どもの進路選択支援事業の実施に関すること。

（大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

第2条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）の一
部を次のように改正する。

第10条第2号中「大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則」を「大和高田市緊急通報システ
ム事業実施規則」に改める。

第16条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第10号を第
11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の10第1項の子どもの進路選択支
援事業の実施に準じて行われる措置に関する事務

第35条第1号キ中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加える。

（大和高田市生活保護法施行細則の一部改正）

第3条 大和高田市生活保護法施行細則（平成23年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条
中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金申請書」を「進学・

就職準備給付金申請書」に改める。

第19条の見出し中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に改め、同条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に改める。

第20条の見出し中「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

様式第49号を次のように改める。

様式第49号(第15条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4. 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください。)

☐ 利用する ☐ 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 殿

様式第52号から様式第54号までを次のように改める。

様式第52号（第18条関係）

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

申請者

住所又は居所

（進学する者又は就職する者）

氏名

印

個人番号

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 世帯主の氏名 _____
2. 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 進学・就職する先（大学名、会社名等） _____
4. 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住居と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
5. 就職の場合、おおむね6か月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6. 関係書類

（1）進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納（進学後に納付すること。）に係る申請書類の写し
 - ・ 入学金納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

（2）就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・ 個人事業主の場合、個人事業開業届の写し
- ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸契約書の写し等

7. 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記 号 _____ 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・預金種類・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第53号（第19条関係）

進学・就職準備給付金決定調書

進学・就職準備給付金決定調書							
地区名	進学・就職給付番号		世帯員番号	世帯主氏名	対象者氏名	決定内容	決定年月日
決 裁						起案日	発送年月日
						決裁日	
進学・就職準備給付金決定伺 調書のとおり決定してよろしいか。なお、進学・就職準備給付金決定通知書により通知してよろしいか。							
進学・就職準備給付金決定欄							
支給額 円 （進学先又は就職先） （進学後又は就職後の居住先）							
不支給の理由							
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日							

様式第54号（第20条関係）

第 号
年 月 日

進学・就職準備給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記の通り決定したことから通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日
支給額 円
支給日 年 月 日

- 3 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定通知が申請受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則第2条第26号を第27号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に1号を加える改正規定及び第2条中大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第16条第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

規則第33号

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

大和高田市児童手当事務処理規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第3条中「による」を「の規定による」に改める。

第4条中「児童手当・特例給付認定通知書」を「児童手当認定通知書」に、「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」を「児童手当認定請求却下通知書」に改める。

第6条中「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に、「児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書」に改める。

第7条中「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改める。

第10条中「」によって」を「以下同じ。）により」に、「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改める。

第11条を次のように改める。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第11条 市長は、府令第4条第1項の現況届の提出を受けたとき又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める方法により処理するものとする。

（1） 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合 児童手当認定通知書による当該届出者への通知。

（2） 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合 当該手当の認定を取消し及び児童手当支給事由消滅通知書（様式第9号）による当該届出者への通知。

第12条中「第4条第3項」を「第4条第4項」に、「通知すること」を「通知するものとする」に改める。

第13条第1項中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第2項中「公簿等によって」を「公簿等により」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第3項中「附記」を「付記」に改める。

第14条を次のように改める。

（未支払請求書の処理）

第14条 市長は、府令第9条第1項の未支払児童手当請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該請求書の記載事項等を審査し、次のいずれかに掲げる決定を行った上、当該決定の区分に応じて当該各号で定める方法により処理するものとする。

（1） 未支払の児童手当を支給する旨の決定 次のア及びイに掲げる請求の区分に応じて当該ア及びイに定める通知書による当該請求人への通知。

- ア 一般受給資格者に係る請求 未支払児童手当支給決定通知書（様式第11号）
- イ 施設等受給資格者に係る請求 未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）（様式第12号）

（2） 未支払の児童手当を支給しない旨の決定 次のア及びイに掲げる請求の区分に応じて当該ア及びイに定める通知書による当該請求人への通知。

- ア 一般受給資格者に係る請求 未支払児童手当請求却下通知書（様式第13号）
- イ 施設等受給資格者に係る請求の場合 未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）（様式第14号）

第15条第1項及び第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条第1項及び第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に改め、同条第4項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第18条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「10日」の次に「（同項ただし書の規定により支払う場合は、当該支払期日の20日）」を加え、同条第2項中「児童手当等の支払を行う場合には」を「児童手当の支払を行う場合において、受給者から当該児童手当の支払金額及び支払年月日について通知の求めがあったときその他市長が必要と認めるときには」に、「児童手当・特例給付支払通知書」を「児童手当支払通知書」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第19条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第20条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第1号中「児童手当・特例給付認定通知書」を「児童手当認定通知書」に、
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、
「

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2. 区分	児童手当
	特例給付
3. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円

16

		計	人
2. 区分		児童手当 特例給付	
3. 手当月額		(3歳未満)	円
		(3歳以上小学校修了前)	円
		(中学生)	円
		計	円
4. 支給開始年月			
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()			
認定請求却下に関する事項			
却下した理由 ()			
備考			

」を

「

記

認定に関する事項									
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(第3子以降)	人								
計	人								
2. 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(第3子以降)	円								
計	円								
3. 支給開始年月									
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()									
認定請求却下に関する事項									
却下した理由 ()									
備考									

」に改める。

様式第3号中

「

認定に関する事項							
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						

2. 手当月額

(3歳未満)	円
(3歳以上)	円
計	円

3. 支給開始年月 年 月 から

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日(※)

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)

(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。

認定請求却下に関する事項

却下した理由
()

備考

」を

「

記

認定に関する事項

1. 支給対象児童数

(3歳未満)	人
(3歳以上)	人
計	人

2. 手当月額

(3歳未満)	円
(3歳以上)	円
計	円

3. 支給開始年月 年 月から

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日(※)

5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由(※)

(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。

認定請求却下に関する事項

却下した理由
()

備考

」に、

「支給対象とならなかった児童」を「支給対象児童に該当しない児童」に改める。

様式第4号中

「

認定に関する事項

1. 支給対象児童数

(3歳未満)	人
(3歳以上)	人
計	人

2. 手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	計	円
3. 支給開始年月		
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）		
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）		
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。		
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

」を

「記

認定に関する事項		
1. 支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上)	人
	計	人
2. 手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	計	円
3. 支給開始年月		
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）		
5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由（※）		
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。		
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

」に、

「支給対象とならなかった児童」を「支給対象児童に該当しない児童」に改める。

様式第5号中「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に、

「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、

「

額改定に関する事項

1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上小学校修了前)	人
	(中学生)	人
	計	人
2. 区分	児童手当	
	特例給付	
3. 改定後の手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上小学校修了前)	円
	(中学生)	円
	計	円
4. 改定年月	年 月 から	
5. 改定（増・減額）の理由 （ ）		
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

」を

「

記

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上)	人
	(第3子以降)	人
	計	人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	(第3子以降)	円
	計	円
3. 改定年月	年 月から	
4. 改定（増・減額）の理由 （ ）		
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

」に改める。

様式第6号中「児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書」に、
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、

「

額 改 定 に 関 する 事 項									
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2. 区分	<table border="1"> <tr> <td>児童手当</td> </tr> <tr> <td>特例給付</td> </tr> </table>	児童手当	特例給付						
児童手当									
特例給付									
3. 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4. 改定年月									
5. 改定(増・減額)の理由 ()									
額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項									
却下した理由 ()									
備 考									

」を

「

記

額 改 定 に 関 する 事 項									
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(第3子以降)	人								
計	人								
2. 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(第3子以降)	円								
計	円								
3. 改定年月									
4. 改定(増・減額)の理由 ()									
額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項									
却下した理由 ()									
備 考									

」に改める。

様式第7号中

「

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月 から
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

」を

「

記 額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月から
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	

備考

」に

「支給対象とならなかった児童」を「支給対象児童に該当しない児童」に改める。
様式第8号中

「

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

」を

「

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	
4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
5. 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	

額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

」に

「支給対象とならなかった児童」を「支給対象児童に該当しない児童」に改める。

様式第9号中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、
「1. 消滅した日 年 月 日」を
「 記

1. 消滅した日 年 月 日」に改める。
様式第10号中
「1. 消滅した日 年 月 日」を
「 記

1. 消滅した日 年 月 日」に改める。
様式第11号中「未支払児童手当・特例給付支給決定通知書」を「未支払児童手当支給決定通知書」
に、
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、
「

支 払 の 内 容	支払期間	年 月 分から 年 月 分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	

却下の理由	
-------	--

」を

「 記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

」に改める。

様式第12号中

「

児童の氏名	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

」を

「

記

児童の氏名	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

」に改める。

様式第13号中「未支払児童手当・特例給付請求却下通知書」を「未支払児童手当請求却下通知書」に、

「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、

「

支払の内容	支払期間	年 月 分から 年 月 分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

」を

「

記

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

」に改める。

様式第14号中

「

児童の氏名	住所	却下の理由

」を

「

記		
児童の氏名	住所	却下の理由

」に改める。

様式第15号中「児童手当・特別給付に係る寄付受領証明書」を「児童手当に係る寄付受領証明書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第16号中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に、
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第17号中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第18号中「児童手当・特例給付支払通知書」を「児童手当支払通知書」に、
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第19号中

「

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

」を

「

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

」に改める。

様式第20号中「児童手当・特例給付支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に、
「児童手当

特例給付」を「児童手当」に、

「

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

」を

「

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から

		年 月分まで
--	--	--------

」に改める。

様式第21号中

「

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

」を

「

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市児童手当事務処理規則の規定は、令和6年10月以降の月分に係る児童手当の支給について適用し、同年9月以前の月分の児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規則第34号

大和高田市子ども未来応援基金条例施行規則を次のように定める。

令和6年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども未来応援基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市子ども未来応援基金条例（令和6年条例第28号）。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 条例第2条第1項第2号の規定による寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 市長は、前項の寄附金の受入れに係る寄附の申出又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと思われる場合は、当該申出を拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

（事業の種類）

第3条 条例第6条に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

- （1） こどもの生活の向上又は体験や経験の充実のために有用な事業
- （2） こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる施設、設備等の整備事業
- （3） 多様なニーズ課題を抱える妊産婦、子育て家庭等に対して、安心した出産、育児等を保障する子ども支援事業又は子育て支援事業
- （4） 前各号に掲げるもののほか、こどもが本来持つ可能性を十分に発揮することを保障するために行う環境整備事業

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

告示第96号

令和6年9月9日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和6年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

告示第97号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和6年9月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和6年8月20日	1									
令和6年8月27日	1									

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
-------	-----	-----	---------

令和6年8月 7日	大和高田市今里町5－28先路上	1	
令和6年8月29日	大和高田市大字勝目58 勝目墓地入口付近路上	1	
令和6年8月30日	大和高田市曙町10－3先路上	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745－22－1101代表

告示第98号

令和6年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年9月11日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第99号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年1月31日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示

する。

令和6年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第100号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和6年9月26日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和6年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和6年6月1日から令和6年6月30日までの間

告示第101号

大和高田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケ

アラ等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安又は悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施することにより、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体等）

第2条 事業の実施主体は、大和高田市とする。

2 市長は、事業の対象者（以下「支援対象者」という。）、事業の内容及び利用者負担額の決定に係る事項を除き、事業の一部について、市長が別に定める基準に基づき事業を適切に提供できると認める事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

（対象者）

第3条 支援対象者は、本市に住所を有する者のうち次の各号のいずれかに該当するものであって、当該対象者の支援計画、支援方針等に照らして事業による支援が必要であると市長が認めるものとする。

- （1） その児童を監護させることが不適當であると認められる保護者及びこれに該当するおそれのある保護者
 - （2） 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びこれに該当するおそれのある保護者
 - （3） 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びこれに該当するおそれのある妊婦
 - （4） 前号に掲げる者のほか、ヤングケアラー等の事業による支援が必要と認められる者
- （事業の実施）

第4条 市長は、支援対象者のいる家庭に訪問支援員を訪問させ、家庭の状況に応じて、第1号若しくは第2号のいずれか又は全ての支援を行わせるとともに、第3号から第5号までに規定する支援を包括的に行わせるものとする。

- （1） 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等をいう。）
- （2） 育児・養育支援（育児の支援、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等をいう。以下同じ。）
- （3） 子育て等に関する不安又は悩みの傾聴、相談又は助言等（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容のものを除く。）
- （4） 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供
- （5） 支援対象者及び児童の状況及び養育環境の把握並びにその把握した情報の市への報告

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援対象者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症に罹患し、又はその疑いがあるときは、事業を停止し、又は訪問支援員を訪問させない方法により事業を実施することができる。

（訪問支援員）

第5条 事業に従事する訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- （1） 次条の規定により市長が実施する研修を修了した者。ただし、当該研修の内容のうち、他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分については、他の研修等の修了をもって、当該研修を修了したものとみなす。
- （2） 次のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（研修）

第6条 市長は、訪問支援員に対し、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の取扱い、守秘義務等についての研修を実施しなければならない。

2 前項の研修に当たっては、家庭訪問の同行、支援場面を想定した実技指導等、訪問の内容及び質の向上に努めた研修を実施しなければならない。

3 育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用した心肺蘇生等の実習を伴う救急救命講習及び事故防止に関する講習を実施しなければならない。

（訪問支援員証の提示）

第7条 訪問支援員は、支援対象者のいる家庭に訪問したときは、その事業に従事する前に、支援対象者に対して訪問支援員証を提示しなければならない。

（報告）

第8条 訪問支援員が行わなければならない報告は、次のとおりとする。

報告の種類		報告期限	使用する様式
初動報告	支援を開始した後において、想定していた支援内容と実際の支援内容との間に生じている差異等について行う報告	支援を開始した日から起算して14日	・ 大和高田市子育て世帯訪問支援事業初動報告書（様式第1号）
定期報告	利用者の利用状況、様子、支援内容等について行う報告	支援を行った日の属する月の翌月10日	・ 大和高田市子育て世帯訪問支援事業実績報告書（様式第2号） ・ 大和高田市子育て世帯訪問支援事業定期報告書（様式第3号）
随時報告	養育環境の悪化等により他の支援の必要性が認められる場合に行う報告	他の支援の必要性を認められる事実を把握した日	・ 大和高田市子育て世帯訪問支援事業随時報告書（様式第4号）

（利用時間等）

第9条 事業を利用できる時間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に

規定する市の休日を除く日の午前8時から午後6時までとし、1日当たり2時間を上限とし、1月当たり20時間を限度とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（利用申請）

第10条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用（変更）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（利用承認）

第11条 市長は、前条に規定する利用の申請があったときは、その内容を審査し、利用の承認又は不承認を決定し、大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用（変更）承認通知書（様式第6号）又は大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用（変更）不承認通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用措置等）

第12条 市長は、事業の利用が必要と認められる者に対して、その利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る事業を利用することが著しく困難な者（以下「被措置者」という。）であると認めるときは、当該被措置者に対して、利用の措置を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する利用の措置を行うことを決定したときは、大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用措置決定通知書（様式第8号）により、被措置者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第13条 市長は、第9条に規定する利用の承認又は前条に規定する利用の措置決定により事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の承認又は利用の措置決定を取り消すものとする。

（1） 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2） その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、当該利用の承認を取り消したときは大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書（様式第9号）により、当該利用の措置決定を取り消したときは大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用措置取消通知書（様式第10号）により、当該利用者に通知するとともに、当該利用に係る事業が委託により行われているときは、その旨を委託業者に通知するものとする。

（利用者負担額）

第14条 利用者は、事業の利用に要した費用の一部（以下「利用者負担額」という。）を別表に定めるとおり負担しなければならない。ただし、第12条に規定する措置による利用の場合の利用者負担額は、無料とする。

2 利用者は、前項に規定する利用者負担額とは別に、食材料費、光熱水費その他実費等を負担するものとする。

（費用の減額又は免除）

第15条 市長は、特別な事情があると認められる場合は、前条第1項に規定する利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（個人情報の保護）

第16条 市長は、利用者及びその家族のプライバシーに配慮し、個人情報の保護に適切な方策を講じるとともに、委託事業者に対しても個人情報の保護に係る各種法令の規定を遵守させ、個人情報保護の措置を講じているか確認しなければならない。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第14条関係）

世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）
生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯	0円
上記以外の世帯	300円

様式第1号（第8条関係）

第 年 月 日 号

大和高田市長 宛

報告者 住 所
氏 名

大和高田市子育て世帯訪問支援事業初動報告書

妊婦のみの家庭の場合

妊婦のみの家庭の場合		☑欄	市記入	
妊娠 出産	出産への準備状況			出産の準備をしていない。（妊娠36週以降）
妊婦や パートナーの 行動態度等	心身の状態（健康状態）			自殺企図、自傷行為の既往がある。
				アルコール依存（過去も含む）がある。
				薬物の使用歴がある。
				飲酒・喫煙をやめることができない。
	セルフケア			妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。
				妊婦の衣類等が不衛生な状態
	気になる行動			同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。（療育手帳の有無は問わない）
			突発的な出来事に適切な対処ができない。（パニックをおこす）	
			周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
家族・ 家庭の 状況	夫（パートナー）との関係			DVを受けている。
				夫（パートナー）の協力が得られない。
	出産予定児のきょうだいの状況			きょうだいに対する虐待行為がある。（過去または現在、おそれも含む）
	社会経済的背景			経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安
	家族の介護等			妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている。
	サポート等の状況			周囲からの支援に対して拒否的

備考1 妊婦のみでこどもがいない家庭の場合は表面、こどもがいる家庭の場合は裏面の表の該当項目の☑欄に「✓」を記入し、支援開始日から14日以内に提出ください。

2 表に記載のない事項について気になることがある場合は、下記に記入してください。

【気になる事項】

こどもがいる家庭の場合		☑欄	市記入	様子や状況例
こどもの様子・状況	無関心・無反応			表情が乏しく、受け答えが少ない。
				ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い			落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
	気になる行動			担当の訪問支援員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。
				不自然にこどもが保護者と密着している。
				必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
				繰り返して嘘をつく、空想的な言動が増える。
			自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）			深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度			保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。
				保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
	身なりや衛生状態			からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
			虫歯の治療が行われていない。	
食事の状況			食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
			極端な食欲不振が見られる。	
保護者の様子・状況	こどもへの関わり・対応			発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。
				「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
				こどもの発達等に関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
				こどもに対して、繰り返して馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別			きょうだいに対しての差別的な言動や特定のこどもに対して拒否的な態度をとる。
	心身の状態（健康状態）			保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動			些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
				被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
			他児の保護者との対立が頻回にある。	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和			絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。
	住居の状態			家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
	サポート等の状況			必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
	経済的な困窮			経済的な困窮 保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	複雑な家族構成			複雑な家族構成 親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）
	養育技術の附則			養育技術の不足 知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在			養育に協力する人の不在 親族や友人などの養育支援者が近くにいない。

備考1 妊婦のみでこどもがいない家庭の場合は表面、こどもがいる家庭の場合は裏面の表の該当項目の☑欄に「✓」を記入し、支援開始日から14日以内に提出ください。

2 表に記載のない事項について気になることがある場合は、下記に記入してください。

【気になる事項】

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長 宛

報告者 住 所
氏 名

大和高田市子育て世帯訪問支援事業実績報告書

年 月分実績を下記のとおり報告します。

利用者氏名					
訪 問 支援員名	支援年月日	訪問時間	訪 問 時間数	利用者 負担額	利用者 確認印
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
	／ ／	： ～ ：	時間	円	
合計			時間	円	

※ 1回当たりの訪問の訪問時間数に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げるものとする。

様式第3号（第8条関係）

大和高田市子育て世帯訪問支援事業定期報告書

利用者		利用日	
【支援内容】 ☐ 家事支援 ☐ 食事の準備 ☐ 洗濯 ☐ 掃除 ☐ 買い物の代行支援 ☐ その他 _____) ☐ 育児・養育支援 ☐ 育児の支援 ☐ 保育所等の送迎 ☐ 宿題の見守り ☐ 外出時の補助 ☐ その他 _____) ☐ 子育て等に関する不安又は悩みの傾聴、相談又は助言等 ☐ 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供 (提供した情報 _____) ☐ その他 _____			
【共有内容】			

利用者		利用日	
【支援内容】 ☐ 家事支援 ☐ 食事の準備 ☐ 洗濯 ☐ 掃除 ☐ 買い物の代行支援 ☐ その他 _____) ☐ 育児・養育支援 ☐ 育児の支援 ☐ 保育所等の送迎 ☐ 宿題の見守り ☐ 外出時の補助 ☐ その他 _____) ☐ 子育て等に関する不安又は悩みの傾聴、相談又は助言等 ☐ 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供 (提供した情報 _____) ☐ その他 _____			
【共有内容】			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長 宛

報告者 住 所
氏 名

大和高田市子育て世帯訪問支援事業随時報告書

【妊婦のみの家庭の場合】		☑欄	
妊娠 出産	出産への準備状況		出産の準備をしていない。（妊娠36週以降）
	心身の状態（健康状態）		自殺企図、自傷行為の既往がある。
妊婦や パートナーの 行動態度等			アルコール依存（過去も含む）がある。
			薬物の使用歴がある。
			飲酒・喫煙をやめることができない。
	セルフケア		妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。
			妊婦の衣類等が不衛生な状態
	気になる行動		同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。（療育手帳の有無は問わない）
			突発的な出来事に適切な対処ができない。（パニックをおこす）
			周囲とのコミュニケーションに課題がある。
家族・ 家庭の 状況	夫（パートナー）との関係		DVを受けている。
			夫（パートナー）の協力が得られない。
	出産予定児のきょうだいの状況		きょうだいに対する虐待行為がある。（過去または現在、おそれも含む）
	社会経済的背景		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安
	家族の介護等		妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている。
	サポート等の状況		周囲からの支援に対して拒否的

備考1 初動報告の際に該当した事項以外の事項に該当すると認められる場合は、すみやかに、この報告書を提出してください。

2 初動報告の際に該当した事項についてその程度や回数が増大している場合や、その他気になる事項がある場合は、その旨を下記に記入し、報告書を提出してください。

【気になる事項】

【こどもがいる家庭の場合】		☑欄	様子や状況例
こどもの様子・状況	無関心・無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。
			ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
	気になる行動		訪問支援員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。
			不自然にこどもが保護者と密着している。
			必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
			繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
		自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。
			保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
		虫歯の治療が行われていない。	
食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
		極端な食欲不振が見られる。	
保護者の様子・状況	こどもへの関わり・対応		発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。
			「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
			こどもの発達等に関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
			こどもに対して、繰り返し馬鹿にしながらかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定のこどもに対して拒否的な態度をとる。
	心身の状態（健康状態）		保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
			被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
		他児の保護者との対立が頻回にある。	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
	サポート等の状況		必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
	経済的な困窮		経済的な困窮 保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	複雑な家族構成		複雑な家族構成 親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）
	養育技術の附則		養育技術の不足 知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		養育に協力する人の不在 親族や友人などの養育支援者が近くにいない。

備考1 初動報告の際に該当した事項以外の事項に該当すると認められる場合は、すみやかに、この報告書を提出してください。

2 初動報告の際に該当した事項についてその程度や回数が増大している場合や、その他気になる事項がある場合は、その旨を下記に記入し、報告書を提出してください。

【気になる事項】

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用（変更）申請書

大和高田市長 宛

申請者 氏 名
住 所
電話番号

大和高田市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

また、この申請に当たり、同意欄記載の事項に同意します。

対象者	氏名		下記児童と の続柄		生年月日	
					年齢	
	住所				緊急	
	電話				連絡先	
児童	ふりがな 氏名		生年月日	年齢	学年	備考（園・学校名、アレルギー、障害等）
他の同居家族	続柄	氏名	生年月日（年齢）		備考（各種手当の受給等）	
申請理由						
希望する支援	内容				回数等	
					（ ）時間／回 （ ）日／週	
同意欄	- 審査に必要な範囲で世帯状況等について調査し、及び公簿等を閲覧すること。 - 世帯の収入等（住民税に関する所得証明書に記載している同等の情報）の調査・確認を行うこと。 - 事業を実施するにあたり必要な情報を各関係機関と共有すること。 - 対象者及び児童の状況及び養育環境について事業者が市へ報告すること。					

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請がありました大和高田市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり通知します。

対象者	氏名		下記児童との 続柄	
	住所			
児童	氏名	生年月日	年齢	学年
支援が必要であると 判断した理由				
解決すべき課題				
提供する支援内容				
回数	1日当たり	1回あたり（ ）時間まで		
	1週あたり	（ ）回まで		
利用期間				
利用者負担額	1時間あたり (□300円 □0円)	※ 左記利用者負担額とは別に、食材料費、光熱 水費、買い物に係る実費は各家庭が負担してく ださい。		

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用（変更）不承認通知書

様

大和高田市長

年 月 日付で申請がありました大和高田市子育て世帯訪問支援事業の利用（変更）について、次のとおり利用（変更）不承認を決定しましたので通知します。

（不承認の理由）

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用措置決定通知書

大和高田市子育て世帯訪問支援事業の利用措置について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	氏名				下記児童との続柄	
	住所					
児童	氏名	生年月日	年齢	学年		
支援が必要であると判断した理由						
解決すべき課題						
提供する支援内容						
回数	1日当たり	1回あたり（ ）時間まで ×1日あたり（ ）回まで				
	1週あたり	（ ）回まで				
利用期間						

（裏面）

（教示）

- 1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定しました大和高田市子育て世帯訪問支援事業の利用の承認について、次のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

対象者	氏名				下記児童との続柄	
	住所					
児童	氏名	生年月日	年齢	学年		
取消年月日	年 月 日					
取消理由						

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市子育て世帯訪問支援事業利用措置取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定しました大和高田市子育て世帯訪問支援事業の利用措置について、次のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

対象者	氏名				下記児童との続柄	
	住所					
児童	氏名	生年月日	年齢	学年		
取消年月日	年 月 日					
取消理由						

（教示）

- この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

告示第102号

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱（令和6年告示第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「という。）は、」の次に「第7条に定めるところにより、」を加え、「大和高田市定期予防接種自己負担金免除証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、」を「自己負担金の免除について」に、「提出」を「申請」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「申請」に、「大和高田市定期予防接種自己負担金免除証（様式第2号）により、免除することが適当でないと認めたときは大和高田市定期予防接種自己負担金免除不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する」を「、当該申請に係る自己負担金の免除について承認したことを証する書類を申請者に交付する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による審査において、免除することが適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（様式）

第7条 第4条第1項の規定による申請、同条第2項の規定による承認及び同条第3項の規定による不承認は、市長が別に定める様式により行うものとする。

別表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症	2,000円
--------------	--------

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

告示第103号

大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱の一部を改正する告示

大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱（平成25年告示第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市定期予防接種費用助成要綱

第2条中「予防接種法に基づく定期予防接種のA類疾病の定期接種対象者のうち、被接種者」を「予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に規定する市長が予防接種を行う対象者のうち、当該対象者」に改める。

第6条中「大和高田市定期予防接種（A類）助成金請求書」を「大和高田市定期予防接種助成金請求書」に改める。

第7条を次のように改める。

（助成金額）

第7条 予防接種の助成金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から、大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱（令和6年告示第38号）の規定により申請者が負担すべき自己

負担金を控除した額とする。

（１） 申請者が受託医療機関で予防接種を受けた場合において、市が当該受託医療機関に支払うべき予防接種委託料の額

（２） 申請者が予防接種を受けるために受託外医療機関に支払った額

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

告示第104号

介護保険法第115条の22第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定しましたので、同法第115条の30第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 事業者の名称
社会福祉法人甘樫会
- 指定する事業所の名称及び所在地
社会福祉法人甘樫会あまがし苑高田
奈良県大和高田市神楽3丁目11番13号
- 指定年月日
令和6年10月1日
- 事業所の種類
指定介護予防支援

公 告

公告第90号

市営住宅の入居者を公募するので、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)
西坊城	大字西坊城322番地 2（405号室）	3DK	1	① 21,600 ② 25,000 ③ 28,600 ④ 32,200 ⑤ 36,800 ⑥ 42,500

備考

- 西坊城団地は単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）での入居が可能です。
- 上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 家賃は、次のとおりとします。
ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちのいずれか
イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量世帯）の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階

のうちのいずれか

2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の（１）から（６）までの条件を具備していること。

（１） 公募の日（令和6年10月1日）において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。

（２） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）

エ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度がウと同程度）

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）

カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

キ 生活保護を受けている者

ク 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）

ケ ハンセン病療養所入所者等

コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

（ア） 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（３） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条の規定による収入（月額）が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。

ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合

（ア） 次のいずれかに該当する者

㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）

㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）

㊨ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が㊧と同程度）

（イ） 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）

（ウ） 次のいずれかに該当する者

㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

㊪ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）

⑦ ハンセン病療養所入所者等

イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合

ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和6年10月1日（火）から10月11日（金）まで（土、日を除く。）
- (2) 配布場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和6年10月1日（火）から10月11日（金）まで（土、日を除く。）
- (2) 受付場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

5 申込方法及び受付について

- (1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。（郵送による申込みはできません。）
- (2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- (3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。
- (4) 税情報は同意の上、他公共料金等は同意により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号（公開抽選番号）を付した通知書を送付します。

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 令和6年10月18日（金） 午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 5階 会議室6

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) （3）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。
この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査

を行います。

（６） 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。

（７） （４）又は（５）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

8 入居手続

（１） 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。

（２） 入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。

ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書

イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。）

ウ その他市長が必要とする書類

（３） 入居手続の日時及び場所については、（１）の市営住宅入居承認書で通知します。

（４） 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

公告第91号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年9月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	外来カミキリムシ防除対策業務
2 履行場所	大和高田市 大字大中 外地内
3 業務期間	契約締結日から令和6年11月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （１）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（その他）」若しくは「その他（植木・花・園芸用品）」又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「造園工事」に登録している者であること。 （２）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 （３）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社

	更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和6年9月4日（水）から令和6年9月18日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 令和6年9月25日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和6年9月27日（金）午後5時まで

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和6年10月2日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和6年10月3日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第92号

令和6年9月5日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。	
公売参加申込開始日時	令和6年 10月22日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和6年 10月22日 午後1時30分
公売参加申込場所	奈良県橿原総合庁舎101会議室
公売開始日時	令和6年10月22日 午後1時40分
公売締切日時	令和6年10月22日 午後2時00分
公売場所	奈良県橿原総合庁舎101会議室
公売方法	期日入札
開札日時	令和6年10月22日 午後2時00分
開札場所	奈良県橿原総合庁舎101会議室
売却決定日時	令和6年11月12日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和6年11月12日 午前11時30分
買受代金納付場所	大和高田市収納対策課
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和6年10月22日午後1時00分～令和6年10月22日午後1時30分
公売保証金納付場所	奈良県橿原総合庁舎101会議室
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
＜その他の事項＞ 1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。 2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することがあります。 3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消す理由があるときは、公売を取り消します。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。 7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。 9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。 10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。	

公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県大和高田市大字野口 ・地番 32番 ・地目 田 ・地積 847㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・JR和歌山線五位堂駅から南へ約1,400mのところ(徒歩約18分) ・当該敷地の南面で市道陵9号線と接している(接面約63m、幅員約1.5m) ・当該土地周辺は境界明示されておりません。 ◎利用状況、法的規制等 市街化調整区域 ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 ・買受の際には、大和高田市農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。	230,000	2,280,000
公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
2	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 75番9 ・地目 宅地 ・地積 236.76㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,300mのところ(徒歩約17分) ・当該敷地の南面で中部69号線(大淀町)と接している(接面約12.28m、幅員約6m) ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。 ◎利用状況・法的規制等 (行政的条件) ・都市計画区域 市街化区域	170,000	1,670,000

	・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。		
公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
3	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 81番13 ・地目 宅地 ・地積 268.04㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,500mのところ(徒歩約19分) ・当該敷地の北面で大淀町中部85号線と接している(接面約5.2m、幅員約7.3m) ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現状は雑種地状態。 ◎利用状況・法的規制等 (行政的条件) ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現状、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。	140,000	1,310,000

公告第93号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

公告第94号

令和6年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。	
公売参加申込開始日時	令和6年 10月4日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和6年 10月22日 午後11時00分
公売参加申込場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和6年10月29日 午後1時00分
公売締切日時	令和6年10月31日 午後11時00分
公売場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間せり売り
開札日時	令和6年11月1日 午前10時00分
開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和6年11月8日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和6年11月8日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり
買受人の資格その他要件	本紙ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。

＜その他の事項＞

- 1 買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。振込手数料は買受人負担となります。
- 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。
- 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。
- 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。
- 6 公売財産は、買受代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。なお、下見会の実施予定はありませんが、事前連絡あれば対応いたします。一部対応できない物品がありますのでご了承ください。
- 7 引渡の時期及び場所は、原則として大和高田市が指定することとします。
執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合は、当該保管人から公売財産の引渡しを受けてください。この場合において、「売却決定通知書」の交付により執行機関から買受人に対する公売財産の引渡しは完了したことになります。
- 8 保管人が公売財産の現実の引渡しを拒否しても、執行機関はその現実の引渡しを行う義務を負いません。
- 9 引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。
- 10 引渡しに係る費用及び買受代金納付後に保管費用が発生する場合、それらの費用は買受人負担となります。また、現地引渡のみの公売財産につきましては、当該公売財産の取外し等にかかる費用は買受人負担となります。具体的な方法につきましては保管人と買受人間で協議してください。
- 11 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。
- 12 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、名義変更にかかる費用等)は、買受人の負担となります。
- 13 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。

公売財産一覧

売却 区分番号	品名	数量	備考(商品名・品番・ 型番等)	単価 (円)	公売保証金 (円)	見積価格 (円)
2	テレビ Panasonic	1	VIERA TH-L19C3-K (19インチ)	4,300	1,000	4,300
3	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
4	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
5	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
6	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
7	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
8	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
9	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100
10	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,100	1,000	3,100

売却 区分番号	品名	数量	備考(商品名・品 番・型番等)	単価 (円)	公売保証金 (円)	見積価格 (円)
12	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
13	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
14	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
15	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
16	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
17	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
18	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
19	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
20	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
21	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
22	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H221P (W) 6畳用	19,200	2,000	19,200
23	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H251P (W) 8畳用	20,800	3,000	20,800
24	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H251P (W) 8畳用	20,800	3,000	20,800
25	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H251P (W) 8畳用	20,800	3,000	20,800
26	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H251P (W) 8畳用	20,800	3,000	20,800
27	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H281P (W) 10畳用	22,400	3,000	22,400
28	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H281P (W) 10畳用	22,400	3,000	22,400
29	エアコン TOSHIBA	1	RAS-H281P (W) 10畳用	22,400	3,000	22,400

公売公告付表

売却区分番号	30
見積価格	300,000円
公売保証金	30,000円
	・登録年月日：平成28年10月11日 ・初年度登録年月：平成16年5月 ・車名：三菱 ・型式：KK-FE71EBD ・車台番号：FE71EB-505778 ・自動車の種別：小型 ・用途：貨物

公売財産の表示	・ 自家用事業用の別：自家用 ・ 車体の形状：ダンプ ・ 総排気量：5. 24 L ・ 燃料の種類：軽油 ・ 乗車定員：3人 ・ 車両重量：2, 720 k g ・ 車両総重量：4, 885 k g ・ 長さ：469 c m ・ 幅：169 c m ・ 高さ：195 c m ・ 前前軸重：1, 580 k g ・ 後後軸重：1, 140 k g ・ オートマチック ・ ハンドル：右 ・ 走行距離：205, 100 k m（R5. 12. 11時点） ※今後、移動等で変動する場合がございます。 ・ 自動車検査証有効期限：令和6年12月10日 ・ 車体の色：黒（元色は青）
車両等の状況	・ 令和6年9月6日に車両状況を確認したところ、エンジンがかからない。現所有者に聴取したところ、令和6年2月頃より車両を動かしていないとのこと。 ・ 令和6年9月12日にバッテリーの救援処置を試みたところ、ヘッドライトは点灯するもエンジンはかからず、自走不可状態。 ・ カーナビあり（メーカー不明で動作確認できておらず） ・ 車両には経過年数相応の傷が多数見られます。 ・ スペアキー（1個）、車検証、自賠責保険証は大和高田市で保管中です。
特記事項	見積価額の設定は複数の業者に査定を依頼したものを参考にしております。
引渡条件	売却決定後、大和高田市にて車両の保管を行います。車両の引渡は現地引渡のみとなります。引渡にかかる費用は落札者負担となります。
下見の案内	開庁時間内で随時受付可能ですので、ご希望の方は大和高田市収納対策課までご連絡ください。
	・ 車両及び装備は売却代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。
留意事項	・ 引渡しに係る費用は落札者負担となります。輸送等はいりません。 ・ 車両の状況は職員の目視により確認したもので、正確な内容を保証するものではありません。画像は職員がデジタルカメラで撮影していますので物件の損傷の程度や色などは異なる場合がございます。 ・ 引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。

教育委員会

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年9月25日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和6年9月30日（月）午前10時00分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
第1号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者について
第2号 大和高田市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示（案）について
第3号 後援願いについて
第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第12号

令和6年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数	18,055人
6分の1の数	9,028人
50分の1の数	1,084人

選挙管理委員会告示第13号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年9月4日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

- 1 日時
令和6年9月11日（水） 午前11時00分
- 2 場所
大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 5階 会議室6
- 3 議案
第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて
第2号 その他

監査委員**監査委員告示第2号**

地方自治法第199条第7項の規定により、令和5年度出資団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年8月20日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 橋本 俊哉

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
令和5年度出納その他の事務
2. 監査の期間 令和6年7月1日～令和6年7月11日
3. 監査の結果 今回の監査は、令和5年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

（注） 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要**1. 事業の目的**

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

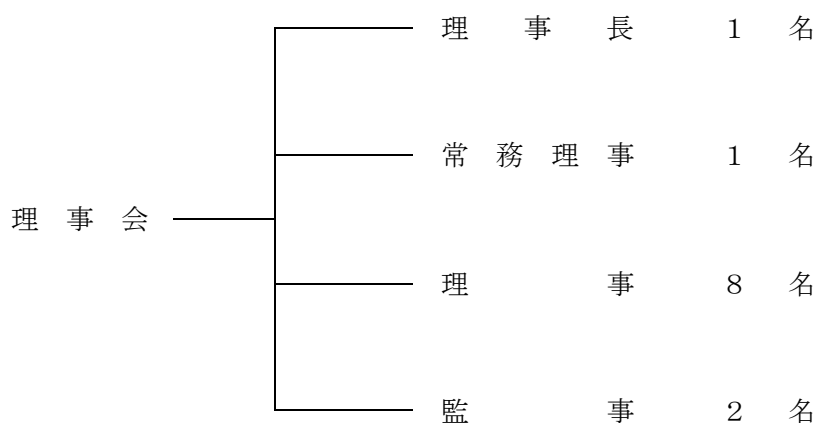
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は令和6年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員4名（4名兼務）をもって構成されている。

（管理組織図）



理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 庶務係長 — 庶務係

4. 事業実施状況

令和5年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

令和5年度の用地の取得事業はなかった。

(2) 売却

令和5年度の大和高田市への売却事業はなかった。

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度においては、大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得は行われず、資産残高は増加し、借入金残高の増減はなかった。資金調達に当たっては、借入利率の動向を注視し、借入先と十分な協議を行い、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

農業委員会

農業委員会告示第9号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年9月26日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時
令和6年10月4日（金曜日）午後3時
- 2 場所
大和高田市役所5階 会議室6
- 3 議案
第1号 農地法第4条の規定による申請について
第2号 農地法第5条の規定による申請について
第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号 その他

公営企業

上下水道事業告示第14号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和6年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

- | | | |
|----------|------------|---------------------|
| 1 事業者名 | 2 代表者名 | 3 所在地 |
| 株式会社安達設備 | 代表取締役 安達伸一 | 奈良県奈良市敷島町1丁目1070-26 |

上下水道事業公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに大和高田市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 都市計画の種類及び名称
名称 大和都市計画下水道 大和高田市流域関連公共下水道

- 2 都市計画を定める土地の区域

昭和54年1月6日大和高田市告示第1号、平成元年9月13日大和高田市告示第39号、平成6年1月13日大和高田市告示第7号、平成16年9月6日大和高田市告示第99号、平成23年2月28日大和高田市告示第19号、平成30年9月13日大和高田市告示第100号の都市計画を定める区域に大和高田市大字大谷、大字築山、大字神楽、大字土庫、大字野口、大字岡崎、大字大中、大字曾大根、大字根成柿及び磯野町地内の各一部を加え、大字土庫、土庫2丁目、土庫3丁目、東雲町、

材木町、曙町、旭北町、今里町、中今里町、旭南町、東三倉堂町、田井新町、蔵之宮町、南陽町の各一部を削る。

3 都市計画案の縦覧期間及び縦覧場所

期間：令和6年9月10日（火曜日）から9月24日（火曜日）までの午前8時30分から午後5時00分まで。但し、土・日曜日・祝日を除く。

場所：大和高田市 上下水道部 下水道課（上下水道部庁舎3階）

4 意見書の提出

この都市計画案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所・氏名を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市上下水道部下水道課へ令和6年9月24日までに必着するよう提出すること。